

## 2 課題と提言

### (1) 地方公共団体への提言

#### ① 虐待の発生予防及び早期発見

##### ア 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化

本報告における死亡時点のこどもの年齢は、心中以外の虐待死では0歳児が48.0%、0歳児の月齢では0か月児が25.0%と最も多い。

心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題として、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、が32.0%で最も多く、「妊婦健康診査未受診」が28.0%であった。対象事例をみると、10代の実母が同居する両親やパートナーに妊娠した事実を告げることや自ら適切な支援を求めることができず、ひとりで出産し遺棄に至った事例があった。

従前と同様の傾向であるが、妊娠していることを誰にも相談できず、妊娠したこと自体が他者に気づかれていないため妊娠中に適切な支援を受けることなく出産した結果、こどもが死亡に至った事例が多い。公的機関や医療機関に把握されず、周囲からの支援を得られない中で出産することは、孤独の中で出産するという心理面と妊娠、出産という身体面の負荷といった女性にとって大きな健康リスクに直面することでもあり、重大な事案といえる。その背景には、妊娠したことを身近な家族やパートナーにも相談できない不安定な関係性という問題、妊娠に気が付いたとしても経済的負担を理由に初回の受診をためらい、必要な支援に繋がらないという経済的な問題等が挙げられる。まずは、医療機関の受診や、関係機関とのつながりを持ち、必要な支援を受けるスタート地点に立つてもらうことが重要である。令和5年度から、低所得の妊婦の経済的負担軽減を図ることを目的として実施している「低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援」の利用など、妊婦の状況に合わせた、伴走型の支援を行うことが求められる。妊婦本人やそのパートナーに対して妊娠や出産に関する正確な情報が届くよう、対象者が情報に触れやすい機会や場、インターネットやSNSの活用等の現代に合わせたさまざまなツールを駆使して多角的に発信をすることが有効である。その際、若年者や日本語が堪能でない外国籍の者、障害のある者など想定される様々な背景を考慮し、多言語や平易な説明内容での情報発信、障害の程度等に合わせた情報提供、女性や若年者への相談を行っている民間団体と協働した個々の特性を踏まえた情報提供のあり方の検討が必要である。

特に若年妊婦は、出産後の生活について想像がしにくい場合や、地域社会との接触が少なく周囲からの協力が得られにくい場合がある。また、

転居等の生活環境の変化や友人関係、家庭内の関係性が変わる可能性が高く、親族からの支援や見守りがあったとしても、継続的な安心材料とはならないことも想定しておく必要がある。相談対応においては、育児に関することに加え、社会的な養育に関する相談等への多くの選択肢を提示し、妊婦本人とその家族が自ら選択し、意思決定できるよう支援していくことが必要である。

令和4年度から創設した性と健康の相談センター事業において、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず、性や生殖に関する健康支援の推進を図っているところである。地方公共団体では、予期せぬ妊娠等により悩みや不安を抱えた妊婦やその家族が身近な地域で必要な支援を適切に受けられるよう、公的機関や医療機関のみでなく民間団体等との連携についても検討し、アウトリーチ型の支援等の展開に努めるべきである。

また、妊娠SOS等の電話相談やSNS相談の際には相談者の心理的障壁を踏まえて匿名性を維持しつつ、信頼関係の構築に注力しその後のサービス提供等の支援をする段階になってから氏名や居住地について聴取するなど、相談者の困りごとに寄り添いながら段階的な対応をすることによって支援を途絶えさせない工夫も有効である。支援開始の端緒を得た場合には、適切な頻度を検討の上で粘り強く連絡や訪問等を行い、対象者が支援を求めやすいような信頼関係の構築を図ることも大切である。その際には改正法において創設されることになった、妊産婦等生活援助事業（令和6年4月施行）において、家庭生活に支障が生じた妊産婦に安心して生活することができる居住の場を提供し、日常生活の支援や養育に関する相談・助言、関係機関との連絡の着実な実施に向けて準備を進め、その活用についても検討すべきである。特に、様々な理由により公的サービスに支援を求めにくい状況にある妊産婦や、居所を把握しづらい妊産婦を把握した場合には、事実の確認がより困難となるおそれがあることも踏まえ、その養育環境の整備やリスクのアセスメントをより慎重に行うとともに、出産後の養育状況についても継続的に把握し支援の必要性を判断するほか、信頼関係の構築に注力し、状況の把握が困難とならないようにすべきである。支援機関は対象者の生活実態が把握できない時こそ、対象者の安全を確認するため、各機関間の迅速な情報共有を行い、様々な面からアプローチを行い生活実態について把握すべきである。居所確認等が難しく、児童虐待のリスクが除外しきれない場合は、要保護児童対策地域協議会において、安全確認を含めた対応方針について関係機関と確認するタイミングを明確にするとともに、早

期から市区町村虐待対応担当部署と児童相談所間で積極的に方針について協議を行い、こどもの安全確保を優先して総合的に判断することが求められる。

また、出産後にスムーズな養育支援を実施するためには、困難を抱える妊婦について、要保護児童対策地域協議会において各関係機関の役割を明確にすることが重要である。妊娠期から出産後の支援について、市区町村虐待対応担当部署や母子保健担当部署、児童相談所等が協力し、リスク判断やそのタイミング、支援策を事前に協議しておき、継続的な支援に確実につなげていくことが必要である。令和4年度から、妊娠届出時からすべての妊婦・子育て家庭に寄り添い、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しをたてるための面談やその後のプッシュ型の情報発信・相談の随時受付等を行う伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業（出産・子育て応援交付金）が開始された。伴走型の相談支援と経済的支援を併せて実施することにより、相談者が相談実施機関にアクセスしやすくなり、一時預かり・家事支援などの必要なサービスに繋がりやすくなるなど、ニーズに即した効果的な支援がすべての妊婦・子育て家庭に確実に届くことが期待される所であり、こうした事業等を通じ、早期に妊婦の状況等を把握し、必要な支援に結び付けていくための体制整備を行うことが重要である。

改正法により、市区町村において子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設置の意義と機能は維持したうえで、組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯及びこどもの包括的な相談支援等を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとし、乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応することが期待されている（令和6年4月施行）。こども家庭センターにおいては、妊産婦、こどもや保護者の意見や希望はできる限り確認又は汲み取りつつ、関係機関の調整を行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担うことが求められており、こうした対応を通じ、妊娠や出産、子育てといった思った通りにならないことの多いライフイベントに直面する子育て家庭をこどもを含めて地域社会全体で支えていくことが必要である。

また、性被害、配偶者からの暴力等の家庭の状況、貧困など様々な困難を抱える女性への支援を強化するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定された（令和6年4月施行）。

本法律の施行に向けて、都道府県が設置する婦人保護に関する事業を行う施設について、名称変更及び機能強化が行われるほか、民間団体と協働の上、行政側から支援に出向くアウトリーチの体制を整備すること等により、自ら支援を求められない女性や既存の支援の枠組みでは対応が難しい女性等に対する支援体制の構築を進めることとされた。

地方公共団体においては、要保護児童対策地域協議会等既存の制度の確実な運用や、現行の母子保健事業等の一層の活用促進が期待される。

今回の検証の対象とした事例の中には、こどもが泣き止まなかったことに腹を立てた実父が衝動的に頭部を殴打し死亡させたものがあった。主たる加害者となるのは実母が最も多いが、実父や継父、養父など父親が主たる虐待者となる事例も一定数ある。第5次報告から第19次報告の心中以外の虐待死事例において、実父の生育歴として「虐待を受けた経験」があると回答した事例は5.5%であり、心理的・精神的問題等では、「養育能力の低さ」「攻撃性」「感情の起伏が激しい」等があった。また、令和2年度厚生労働科学研究健やか次世代育成総合研究事業「わが国における父親の子育て支援を推進するための科学的根拠の提示と支援プログラムの提案に関する研究」（研究代表者：竹原健二）において、基礎自治体における父親支援は既存の母子保健の中で実施されることが多く、主な対象者を父親とする支援事業の実施は6.5%にとどまったが、事業を実施しなかった自治体の約70%で、父親支援事業実施の必要性を感じていた。しかし実際には、父親のニーズ把握の実施はわずか1.4%にとどまっているとの結果が示されており、実態が追い付いていないのが現状である。

育児・介護休業法の改正により男性の育児休業促進のため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（産後パパ育休）が創設された（令和4年10月施行）。父親は母親の育児をサポートする役割だけではなく育児の当事者であるという認識のもと、ますます育児に対する父親の役割期待が大きくなっており、父親自身に対する支援が必要な事例は多いと推測される。育児休業の活用法などは、令和5年3月に厚生労働省が作成した妊娠、出産、子育て期の父親の関わり方や、育児休業制度をはじめとする両立支援制度の基礎知識とその活用方法、仕事と育児の両立のポイント等が盛り込まれた「父親の仕事と育児両立読本」などもご参考いただきたい。支援者においても、「母と子」を中心とした妊娠期や産後の支援から「父」を含めた「家族」として世帯を捉えた支援が求められる。父親の視点に立った広報啓発や理想どおりにいかないことが多い育児への戸惑いや困難を感じたときに父親が積極的に

SOSを表出できる相談支援の充実が必要である。妊娠届出時の面談や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等の機会に母親からの情報だけではなく、可能な限り積極的に父親にも直接会うことも父親との関係性構築には有効である。家族を包括的に捉え、父親のメンタルヘルスの視点も含めたアセスメントを行い、父親への必要な支援につなげることが求められる。

**【参考となる通知】**

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴う関係法令の公布について（令和5年3月29日付け子発0329第1号 厚生労働省子ども家庭局長通知）
- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（令和4年6月15日付け子発0615第1号障発0615第1号 厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成28年12月16日付け雇児総発1216第2号雇児母発1216第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）

**イ 乳幼児健康診査未受診など状況を確認できない家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施**

今回の対象事例において、乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）の未受診者への対応や転居先の市区町村による乳児家庭全戸訪問事業を拒否した保護者への対応を実施している経過の中で発生した事例があった。

乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等は、母子の心身の健康のみならず家庭の状況を把握したり、保護者が育児の悩みを相談したりする等、リスクや支援ニーズが顕在化していない家庭においても、家庭内での養育状況等を丁寧に把握できる貴重な機会となる。すなわち、そのような機会において、未受診や保護者の拒否によって子どもに会えないことは非常に大きなリスクである。市区町村母子保健担当部署は、その方法や手段について再検討し、複数回のアプローチを実施しても子どもと直接会えないときには、母子保健担当部署だけで抱え込まずにまずは市区町村虐待対応担当部署との連携を行い、必要に応じて要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行うことが求められる。特に、所属機関のない未就園児等については子どもの安全を確認すると

ともに、養育に関して支援が必要な家庭に対して確実に支援・サービスに結び付けていくことが重要であり、未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業等によりその体制構築を図ることが有効である。

さらに、児童虐待防止法第13条の4において、地方公共団体のほか、医療機関、福祉又は教育に係る機関やそれらに従事する者は、児童相談所長等から児童虐待に係る児童や保護者の状況に関する資料、又は情報の提供や意見等の必要な協力を求められたときは、当該資料又は情報について、児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する業務の遂行等に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができることとされている。地方公共団体において支援のために必要がある場合には、躊躇なく関係する資料や情報の提供を依頼するなど、できる限りの協力を求め、児童虐待への対応方針の判断に当たり活用することが重要である。改正法では、保育所や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業などにより、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある身近な相談機関の整備、各家庭への相談支援を通じた状況の把握等を行うこととしており、当該相談機関からの情報をより一層活用していくことが求められる。加えて、児童相談所長等による一時保護等の必要性の判断においては、事実の裏付けを得た適正な判断を担保する必要があることから、調査権限を法律上明確化し関係機関等に対して児童相談所長から資料の提供等を求められた場合は応じることを改正法で努力義務とした（令和6年4月施行）。これらの正確かつ適切な情報を踏まえ、新しく創設される「こども家庭センター」と連携した支援が求められる。

**【参考となる通知】**

- 「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について」（令和4年9月9日付け子家発 0909 第1号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）
- 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成30年7月20日付け子母発 0720 第1号 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）
- 「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（平成28年12月16日付け雇児総発 1216 第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付け雇児総発 1130 第1号・雇児母発 1130 第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）

## ウ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

今回の対象事例において、きょうだいが生徒に放置され児童相談所がネグレクト事例として対応していたにもかかわらず、再度こどもが車内に放置され死亡に至った事例があった。「子ども虐待対応の手引き第13章 特別な視点が必要な事例への対応」や、本報告書（概要版）の「第1次から第19次報告を踏まえたこども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク」に示している通り、きょうだいがいる家庭で虐待が発生した場合には、養育上の価値観や問題意識の希薄化など、問題が発生する家族の構造的問題が解決されていない限り、きょうだいにも同様のことが起こる危険性を考慮して対応しなければならない。

具体的には、要保護児童対策地域協議会において児童相談所等の関係機関と連携の上で慎重に支援の方針を検討するほか、そのきょうだいや家庭の状況によっては保健的な側面から家庭に関わることで母子保健担当部署や保育所や学校等と連携した関わりを行うことも有用と考えられる。特に、要保護児童対策地域協議会を活用する場合、市区町村虐待対応担当部署は具体的に児童相談所から専門的助言を求めること等も必要である。

### 【参考となる通知】

- 「子ども虐待対応の手引きの改正について」（平成25年8月23日付け雇児総発第0823第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

## エ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応

今回の対象事例において、精神疾患等により養育支援が必要と判断されていた保護者は少なくない。

「養育支援訪問事業ガイドライン」（平成21年3月16日付け雇児発第0316002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、養育支援訪問事業の対象として、若年妊婦等のほか「出産後間もない時期（おおむね1年程度）の保護者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭」や「食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭」などが例示されている。

こうした支援ニーズの高い家庭については、改正法で新設される子育て世帯訪問支援事業（令和6年4月施行）による家事援助の支援や、養育支援訪問事業による相談支援を併用すること等により、家事・育児等

に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭の家事・育児支援や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防止することが効果的であると考える。

このような各種事業の活用による育児支援を行うとともに、精神疾患等への理解を深めて適切なアセスメント及び支援を行うため、主治医を含む医療機関との連携に加え、精神保健福祉や母子保健担当部署等の保健師、精神保健福祉士など専門職の活用が求められる。特に、特定妊婦の場合は要保護児童対策地域協議会で管理及び支援が進められることになるが、妊娠期から精神保健福祉担当部署の担当者を含めた子育て支援と精神保健の視点で出産・育児期まで継続した支援を行うこと、対応を終結した場合でも乳幼児健診等の母子保健事業による関与の際に、支援歴の有無等が把握できるよう検討することが必要である。

また、今回の対象事例において、障害のある妊婦が障害福祉サービス事業所の職員など日常的に接する人々に妊娠していることに気付かれないうまま、出産直後に子どもを殺害した事例があった。障害のある者の生活とその子どもの養育を支えるためには、障害のある者の希望を踏まえて、地域において障害福祉や母子保健、保育、社会的養護などの関係機関の連携のもと、適切な支援が行われることが求められる。そのうえで、結婚や出産、子育てを含め、障害のある者がどのような暮らしを送るかは本人が決めることが前提であり、本人の意思を尊重できるような情報提供や支援をすることが重要である。障害福祉サービス事業所の職員等は、障害のある者の生活状況について可能な範囲で把握するとともに、本人の意向について聴取し、自身の身体を守ることの重要性や妊娠時の身体的変化について説明しておくなど、障害の程度に合わせた本人への情報提供が必要である。市区町村の障害福祉担当部署の職員や障害者に関与する事業所職員、施設職員等は、妊娠・出産に関する身体の変化やリスクなどについて理解し、妊娠の可能性についても認識したうえで、妊娠を覚知した際の女性の意思を尊重した具体的な支援を提供できる体制を事前に整えておくことが求められる。また、このような対応を行うに当たり、関係機関で情報共有する中でも、十分に本人の意向やプライバシーに配慮することを徹底しなければならない。

また、保護者に精神疾患等が疑われる場合については、精神疾患の診断の有無やその診断名だけではなく、生活や育児における実態や周囲からの状況を含めて、子育てや子どもへの影響を評価し、必要な支援策を検討すべきである。

地方公共団体においては、引き続き、医療機関等の情報に基づき関係



機関との適切な役割分担のもとで協働して家庭を支援することが必要である。

**【参考となる通知】**

- 「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号・雇児母発 1130 第 2 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）
- 「養育支援訪問事業ガイドライン」（平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 0316002 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

**オ こどもと法律上の親子関係がない者が主な加害者となっている場合の対応**

血縁関係や親同士の婚姻関係がないなど法律上の親子関係がない者でも保護者に該当する場合がある。今回の対象事例においても、主な加害者となっている実母の交際相手の養育への関与状況が把握できずに虐待のリスク評価が遅れた事例があった。支援・介入のための適切なリスク判断を行うためには家族員や同居者に加えて実父母の交際相手等、こどもと日常的な関わりのあるすべての人物について直接会うことが重要である。交際相手等が加害者となっている場合、児童の養育の実態を確認することが難しいことが多いため、交際相手等に接触した際には、引き続き必要な調査ができるよう名前や住所等の確認とともに親子への関与の実態把握を行い、状況に応じて生活保護部門や警察など関係機関と連携して対応することが求められる。また、交際相手等が加害者となっている場合、交際相手等の保護者としての児童の養育の実態が不明であると実親など保護者のネグレクト事例として取り扱われることがある。しかし、例えば交際相手等の暴行により身体等に傷や痣等があれば、保護者が行う身体的虐待に準じて取り扱い、適切なリスク評価を行うべきである。交際相手等が関与した事例への対応については「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について」（令和 4 年 4 月 18 日付け子家発第 0418 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）において、交際相手等が児童虐待防止法の「保護者」に該当する場合について整理し、その場合の調査・指導を徹底すること、交際相手等の事案についてのリスクアセスメントを適切に行うこと、交際相手等の実情に応じて警察等と連携して対応することについて都道府県及び市区町村に対し、対応の徹底が求められている。地方公共団体は、本通知に則り交際相手等が必要な調査に応じない場合はアセスメントにお

けるリスクを引き上げる等、関係機関が密に連携し、各事例の状況に合わせて慎重な判断及び適切な支援方針を検討することが求められる。

**【参考となる通知】**

- 「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底について」（令和4年4月18日付け子家発第0418第1号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

**カ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発**

今回の対象事例には、車中に放置したことによる熱中症や、保護者が見ていないときの浴室での溺水、窓やベランダ等からの転落によって死亡した事例があった。

このようなこどもの死亡事例を未然に防ぐためには、こどもの安全を図り、保護者に虐待の予防につながる知識の普及・啓発を行う必要がある。自分で危険を判断し対処することのできない年齢のこどもを短時間であっても自宅等にこどものみで放置することや、乳幼児を対象とした遊具の不適切な使用方法など乳幼児の生命に直結する可能性について繰り返し情報発信をしなければならない。乳幼児はその特徴的な体型から転倒しやすいが、転倒によって重大なけがを負う可能性があるといった基本的な情報についても、母子健康手帳の活用等も検討するほか、こども家庭庁のホームページに掲載するこどもの転落や溺水の防止に関する具体的な注意点をまとめた資料等も参照しつつ一層の周知・啓発を図ることが重要である。

また、児童虐待防止法に児童虐待を発見しやすい立場にあり早期発見に努めなければならないとされている学校や児童福祉施設、医療機関等の関係機関に対して虐待対応に関する知識や求められる責務について、引き続き周知・啓発をしていただきたい。

本報告において、心中以外の虐待死事例について「加害の動機」は「不明」が58.0%と最多であったが、「しつけのつもり」が2人報告されるなど育児に対するこだわりから、しつけとして日常的にこどもに身体的虐待を加えている事例があった。児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号。以下「令和元年改正法」という。）において、親権者は児童のしつけに際して、体罰をしてはならないことを規定した。また、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号。以下「令和4年民法等の一部改正法」という。）により、民法における懲戒権に関する規定が削除されるとともに、

「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と規定した民法第 821 条が新設され、児童福祉法及び児童虐待防止法においても、これを踏まえた所要の改正がされた。地方公共団体は、保護者が体罰に至ってしまった背景をアセスメントしつつ、体罰がこどもに与える影響や、こどもの発達段階を考慮した体罰によらない子育ての方法について、両親（母親）学級や乳幼児健診等の機会を通じて保護者に対して普及・啓発するなど、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながる体制づくりが求められる。

**【参考となる通知】**

- 「体罰等によらない子育てのために」の周知・啓発について（令和 2 年 2 月 21 日付け子発 0221 第 6 号・障発 0221 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知）

## キ 児童虐待の早期発見、安全確保等を担うこどもの所属機関としての役割の強化

今回の対象事例において、学齢期のこどもの不登校や保護者の支援拒否により家族構成の変化を含めた家族の生活実態を適切に把握することが出来なかった事例があった。児童虐待防止法の規定により、学校や児童福祉施設等の役割として児童虐待の「早期発見」が位置付けられている。こどもの所属機関である学校や保育所等は、日常的に家庭の外でこどもと関わりを持ち、接触する時間も長いため、こどもの変化に気づきやすい立場である。長期間の欠席で不登校状態が続いている場合も、関係機関と連携しつつ目視等によりこどもを含めた家庭の状況を確実に把握することが求められる。

保育所では、こどもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の把握に加え、送迎の機会等を通じて保護者の状況などの把握ができる。一方、虐待等の早期発見に関しては、こどもの身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状態について、普段からきめ細かに観察するとともに、保護者や家族の日常の生活や言動等の状態を見守ることが必要である。例えば、こども家庭庁の定める保育所保育指針においても、保育所はこどもの心身の状態等を観察し、虐待が疑われる場合には、速やかに市区町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ることとされている。日常において傷や痣といった身体的変化だけではなく、「普段より元気がな

い」や「食欲がない」といった小さな気づきがあった場合には、保育士としての専門性をもってアセスメントし、常に児童虐待へのリスクにつながっていないかを見極め、躊躇なく通告するなど連携を図ることが求められる。

不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的な自立を目指すことが最終的な目標である。こどもによっては、不登校の時期が結果的に休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある。一方で、不登校である背景に家庭内での虐待リスクが存在する可能性があることも留意する必要がある。不登校の要因や背景も多種多様に複雑化していることから、初期の段階で適切なアセスメントを行うことが極めて重要である。

また、要保護児童対策地域協議会の対象事例など関係機関への情報提供については「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市区町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 31 年 2 月 28 日付け府子本第 190 号・30 文科初第 1618 号・子発 0228 第 3 号・障発 0228 第 3 号、内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）に基づき、概ね月に 1 回を標準として対象の幼児・児童生徒等の出欠状況や欠席理由等を、学校や保育所等から市区町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うことになっている。また、当該幼児・児童生徒等に、不自然な外傷や理由不明の欠席が続く、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市区町村又は児童相談所へ情報提供又は通告することとされている。さらに、保護者から要保護児童等が学校や保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何に関わらず、休業日を除き連続して 7 日以上欠席した場合には定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市区町村又は児童相談所に情報提供することとされている。こどもの安全について、こども本人や家族とのメールや電話等だけではなく、直接確認が行われるよう、関係機関と密接に連携するべきである。また、家族構成の変化があった場合には、関係機関への情報共有を適切に行い、家族全体の状況の確認や、リスク評価が適切に行われるよう連携することが重要である。

こどもの所属機関は、こどもの教育、保育を担う立場としての視点を

持ってこどもとその家族をアセスメントし、密に行政機関等と連携を取りながら、地域でこどもを見守る役割を担っていることを再認識することが求められる。

**【参考となる通知】**

○「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け府子本第190号・30文科初第1618号・子発0228第3号・障発0228第3号 内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

## ② 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

### ア 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

本報告における心中以外の虐待死では、76.6%の事例においていずれかの関係機関が関わっていた。また、対象事例においても、関係機関間の情報共有やお互いの役割分担の確認などの連携が不足し、こどもが死亡に至った事例があった。児童虐待事例については、児童相談所や市区町村虐待対応担当部署のみでなく家族に関わる地域の関係者が協働して支援に取り組むことが重要だが、効果的な連携のためには、いつ、誰が、何を、どのように支援するのかを明確にして、注意が必要な状況の変化があった際には各関係機関の役割分担や共有方法など具体的な方針を再確認し、認識の統一を徹底しておく必要がある。

そのためにも、要保護児童対策地域協議会において、各関係機関が把握している情報を確実に共有し、こどもの安全確保に十分活用するとともに、関係機関間のネットワークを密にしておくことが重要である。

また、児童相談所や市区町村虐待対応担当部署は、虐待が起きている家庭では、その背景で配偶者への暴力も同時に起きている可能性があることを踏まえ、配偶者暴力相談支援センターなど配偶者の暴力について対応する部署や家庭内の暴力を把握する機会のある警察等との連携を強化することも必要である。児童相談所や市区町村等と警察との相互理解を進めるに当たっては、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「警察向け「児童福祉」がわかるハンドブック（仮称）」作成に係る調査研究において、「警察官・警察職員のための「児童福祉が分かる」ハンドブック」が作成されているので参考にされたい。

また、保護者や家庭の状況に応じて、フードバンクや子ども食堂とい

った民間の支援事業を活用した支援も引き続き検討していく必要がある。民間の支援事業者を活用する機会の拡大に向けて、民間の支援事業者への啓発を図ることも重要である。加えて、改正法において創設する「こども家庭センター」では、身近な相談機関と連携した支援体制の構築を着実に進めていく必要がある。

## イ 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

心中以外の虐待死事例で「こどもの施設等への入所経験」が「あり」の割合は、例年横ばいで推移している。今回の対象事例において、一時保護と解除を繰り返し実施された経験のあるこどもが死亡した事例があった。

一時保護の開始・解除の決定は児童相談所長等の権限行使であることから、その判断に当たっては、児童相談所長等はこどもの最善の利益を考慮しつつ、こどもの意見や意向を勘案してアセスメントし、援助の必要性や支援方針等について総合的かつ適切に判断すべきである。こどもの意見聴取等については、改正法において、児童相談所長等が一時保護等の措置を行う場合には、児童の最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見や意向を勘案して措置を行うため、こどもへの意見聴取等を行わなければならないとされており、都道府県等は一時保護ガイドライン等の内容を踏まえた上で、意見聴取等が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない（令和6年4月施行）。

また、一時保護解除、施設退所や里親委託解除に当たっては、一時保護中や施設入所中から要保護児童対策地域協議会等を活用して、児童相談所と当該家庭に支援を行っている関係機関で密に情報共有する必要がある。過去の経過や現在の家族の状態像を踏まえ、今後生じる可能性のあるリスクや課題等も踏まえて継続的にアセスメントを実施し、状況に応じて親子の面会の実施や保護者支援プログラム等の活用を検討すべきである。保護者支援プログラムは多様なレベルの取組があるため、適宜、民間団体などと連携しながら、こどもとその家族に合わせた取組が実施できるよう体制を整備することが求められる。さらに、DVが併存する場合には、DV被害者支援の一環として、地方公共団体において「加害者プログラム」が受けられるよう、実施体制の整備が望まれる。加えて、一時保護解除、施設退所や里親委託解除等を行う際は、こどもの関係機関による見守り体制の構築など、継続的な相談支援体制を整え、こども本人にも伝えて、確実に認識してもらうことが重要である。

なお、家庭復帰後、一定の期間（少なくとも6か月間程度）は児童福

社司指導措置等を受けるなどの条件を保護者が履行しない場合等には、改めて施設入所等の措置を検討する必要があるほか、要保護児童対策地域協議会の関係機関で情報共有する必要がある。特に、家庭復帰後に保護者が児童相談所職員等とこどもの面会を拒否する場合は虐待を疑わせる非常に大きなリスク要因であることを踏まえ、面会拒否には毅然とした対応が必要である。

家庭復帰に向けたアセスメントに関しては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において、児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインの中で、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」が示されているので参考にされたい。

また、改正法において親子再統合支援事業を都道府県等が行う事業として制度に位置づけ、親子関係の再構築に資する保護者支援プログラム等を実施することとしており（令和6年4月施行）、地方公共団体は親子再統合支援事業の着実な実施に向けて準備を進める必要がある。

**【参考となる通知等】**

- 「一時保護ガイドラインについて」（令和4年12月16日子発1216第6号厚生労働省子ども家庭局長通知）
- 子どもの権利擁護に関するワーキングチーム とりまとめ（令和3年5月27日）
- 児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会 とりまとめ（令和3年4月22日）
- 「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」（平成24年11月1日雇児総発1101第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

**③ 要保護児童対策地域協議会対象ケース等の転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施**

今回の対象事例において、転居前に関与していた関係機関が行ったアセスメント内容や対応歴が転居により引き継がれておらず、転居先でこどもを含めた家族の状況を的確に捉えられていなかった事例があった。

これまでの検証報告でも述べてきたとおり、転居は家庭を取り巻く環境の変化や家庭の実態を理解していた支援者による社会的支援が途絶えるため、潜在化していた虐待のリスクが高まる一因となる。そのため、転居す

る際には、転居先の地方公共団体の初動に活かされるよう、リスクアセスメントやその根拠となる情報、転居直前の情報だけではなく、こどもの乳幼児期の養育状況や保護者の生育歴も含めた家族の経過や児童相談所はじめ関係機関の支援の経過等、さらには転居により見込まれる変化やその変化により必要となる支援等も含めて、具体的かつ適切なタイミングで転居先の地方公共団体に引き継ぐことが必須である。

なお、正式に転居をしていなくとも、居住実態のある地方公共団体に対して積極的に同様の情報提供を行うことも必要である。

転居元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とし、転居先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに転居元の児童相談所が行っていた援助方針を継続することが重要である。

さらに、転居先の地方公共団体は、引継ぎ内容だけではなく、新たな生活環境や家族構成、親族、友人等の支援者の状況等を確認し改めてリスク評価を行うことが重要である。

また、家庭環境の変化によりこどもの所属機関が変わった際、所属機関間や関係する地方公共団体から家庭の情報等について十分に共有されず、適切なリスク評価に影響することとなりかねない。地方公共団体においては、少なくとも要保護児童対策地域協議会の対象としている事例など、一定のリスクを有すると評価していた事例について、転居や転園（校）の状況を把握して、必ず情報共有を行い、必要な支援が継続できる仕組みづくりが求められる。

#### ④ 児童相談所及び市区町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

##### ア 多角的・客観的なアセスメントの実施

今回の対象事例において、家族間の非対等な関係性により、加害者による虐待を他の家族が制御できず、事態の深刻化につながった事例があった。

こどもの健やかな成長には健全な家庭環境が必須である。家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメントを行うため、母子保健担当部署やDV対応担当部署等も含めたこどもとその家族を取り巻くすべての関係機関が連携し、多角的かつ客観的な視点で家族全体を捉えることが重要である。また、加害者のみに注目するのではなく、こどもを守る立場の人が家庭や周囲にいるか、こどもを守る行動をとれているかという点についても十分にアセスメントする必要がある。家庭内で児童虐待とDVが同時に起きている場合、児童相談所及び市区町村虐待対



応担当部署はDV対応担当部署と連携して、被害を受けた親がこどもと自らの安全を守る行動がとれるように粘り強く働きかけていくことが必要である。それらの対応に当たっては、児童相談所及び市区町村虐待対応担当部署が正しい知識に基づいて家族全体をアセスメントする力の向上を図ることはもちろん、継続するリスクについてアセスメントする時期及び実施者を明確にしておく必要がある。各関係機関が得た情報やアセスメントをした結果については令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「DV対応と児童虐待対応の連携強化のためのガイドライン」において示されているDV・児童虐待の包括的なスクリーニングや連携に向けた方法も参照しつつ、速やかに共有し、統一した方針に基づいて支援が行われるようにするべきである。

また、アセスメントを実施する際、複数の関係機関が関わっている事例について、各機関が得ている情報や認識を共有することは、事例の多角的かつ客観的なアセスメント、その後の適切な評価・支援方策の立案につながる。したがって、地方公共団体や医療機関、子育て世帯の身近な相談先となり得る民間事業者等とも、要保護児童対策地域協議会を活用し、アセスメント結果を適宜共有することが重要である。特に、保護者に障害や精神疾患等がある場合は、障害（生活・養育への影響）や症状の程度に合わせた対応を必要とするため、主治医を含む医療関係者、障害福祉や母子保健等担当部署の担当者等から意見や助言を得ながら、必要な支援を検討していくことが重要である。ただし、リスクアセスメントを適切に行うための情報収集について、拒否的または攻撃的な保護者やその他の家族等から収集する必要がある場合は、聴取が困難であり担当者の心理的負担が大きくなることがある。その場合は、一定程度の関与が見込まれる関係機関と役割分担を行い、効率的な情報収集に努める必要がある。また、地方公共団体は、対応の過程においてこどもの訴えを適切な方法で聴取し、その訴えと保護者の訴えが異なる場合には、こどもの意見を尊重しリスクの再評価を行う等の対応が求められる。

**【参考となる通知等】**

- 「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（平成29年3月31日付け雇児総発0331第10号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

**イ 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施**

本報告において、心中以外の虐待死事例で児童相談所の関与があった16人のうち、定期的なリスクの見直しが行われていない事例は10人であ

った。また、虐待相談以外の種別で相談を受けたことにより虐待に対するリスクアセスメントが実施されず、その後も判断が固定化された事例や要保護児童対策地域協議会が形骸化し、支援方針の見直しや具体的な検討に至らなかった事例もあった。継続事例においては、関係機関等から収集した情報をもとに、常にそれが児童虐待へのリスクにつながっていないかを慎重に判断すべきである。例えば、家族関係や家族構造、家族の健康状態等の変化に関する情報が得られた場合や、加害の状況や親子の関係等に変化が見られない場合等は、事例を再評価し、その結果に基づいたケース管理を組織的に行うことが極めて重要である。

**【参考となる通知等】**

- 「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部改正について（令和2年3月31日付け子発0331第14号 厚生労働省子ども家庭局長通知）

## ⑤ 児童相談所及び市区町村の相談体制の強化と職員の資質向上

### ア 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

児童相談所及び市区町村における虐待相談対応件数は、毎年増加の一途にある。

本報告において、死亡事例（心中以外）が発生した地域における児童相談所の当該事例担当職員の1年間（令和3年度）の受け持ち事例数を調査したところ、1人当たり平均約264件であり、そのうち虐待事例として担当している事例数は平均約127件と依然として多く、自らの受け持ち事例の中から潜在化するリスクのアセスメント、的確な判断をすることが困難な状況が見受けられた。

児童相談所及び市区町村の体制強化については、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定、以下「新たな総合強化プラン」という。）に基づき、令和8年度までに児童相談所における児童福祉司等の専門職の増員や、「こども家庭センター」の全国展開を図ることとされているほか、児童福祉司については令和6年度末までに全国で1,060人程度増員することを目標とされており、全国の児童相談所及び市区町村において必要な増員を図るなど新たな総合強化プランに沿った体制強化を着実に進めていくことが求められる。

さらに、リスクとなる兆候や要因に関する見落としを防ぐため、児童相談所の会議等での検討にあたって、弁護士や医師、保健師などの専門職から意見を得られるような体制の整備を図ることが求められる。児童

相談所においては令和4年4月より医師及び保健師が配置とされ、弁護士についても、常時助言・指導の下で円滑に措置決定等を行うため、配置又はそれに準ずる措置がとられている。今後は、これらの専門職の一層の活用により児童相談所における相談体制の充実が求められる。

また、改正法において、妊娠期から子育て期における妊産婦・子育て世帯のより一層の支援に向けて、「こども家庭センター」の創設を行うこととされ、全国的な設置を推進していくこととしている。支援が必要な児童や家庭等に関する情報連携及び支援につなぐため、サポートプランの作成等を通じた一体的なマネジメント体制の構築が求められる。

**【参考となる通知】**

- 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について」(令和2年3月31日付け府共第245号・子発0331第2号内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)

## イ 適切な支援につなげるための相談技術の向上

今回の対象事例において、家庭の状況を正しく把握及びアセスメントができておらず死亡に至るなど、「家族の構造的問題の把握」や「十分な情報収集と正確なアセスメント」「多機関連携による支援」といった児童虐待への基本的な対応が不十分と思われる事例や支援を必要とする状況があるにも関わらず、支援を受けることに拒否的な高年齢児との間で相談支援体制を構築することができず、適切な対応ができなかった事例があった。

市区町村においては、住民の身近な相談窓口として、虐待の予防的視点をもった関わりや継続支援が求められる。また、児童相談所においては、専門的な知識・技術を要する支援や広域的な対応が求められる。

適切なアセスメントを行うためには、例えば養育能力の低さや経済状態、保護者（保護者間の関係も含む）やその他の家族との関係性といった虐待の発生に影響しうる要因など、児童虐待対応で留意すべき点を念頭において正しく家族全体の状況を把握し、こどもの安全を守るための正確な周辺情報を収集する必要がある。また、援助希求行動がない家庭の場合、保護者から問題や困りごとの相談がない場合でも、それを表明しづらい何らかの事情などが潜んでいる可能性について慎重に見極める必要がある。そのため、こどもや保護者との面接機会が多い児童相談所や市区町村虐待対応担当部署の職員は、児童虐待で対応すべき基本的事項の実施や長期にわたって支援している場合にアセスメントが適切であ

るか改めて点検を行うとともに、都道府県及び児童相談所における死亡事例等の検証結果等の共有や研修の実施等により、相談技術の向上に努めていただきたい。加えて、保護者の状況により、児童相談所や市区町村虐待対応担当部署だけではなく、母子保健担当部署や精神保健担当部署、その他生活保護などの福祉部門の職員が、保護者と定期的に面会などを行っている場合がある。このような場合は、児童虐待対応を専門としていない部署の職員が有する情報をもとに、必要な支援につなげられるよう家族の変化が虐待のリスクを高める要因となり得ること等について、関係部署の職員による理解の促進を図ることが必要である。

支援を受けることに拒否的な家族に対しても、家族のニーズに着目して粘り強く働きかけを行い、信頼関係を築くことが重要である。

**【参考となる通知】**

- 「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（令和4年4月13日付け子発 0413 第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

## ⑥ 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

### ア 検証の積極的な実施

本報告における地方公共団体が行う検証の実施状況については、検証対象を定めている地方公共団体の場合、死亡事例のみに限らず「死亡事例を含む重大事例を対象」としている割合が53.1%を占めている。

また、実際の検証の実施状況を見ると、児童虐待による死亡事例が発生していたが検証していないと答えた地方公共団体は35.7%で、前回よりも微減であった。地方公共団体で検証していない事例について、その理由は、「行政機関が関わった事例ではないため」が61.8%であった。行政機関の関与がなかった事例についても、関係機関が関与できないまま死亡に至った経緯について積極的に実態を把握し、その課題を明らかにすることは、今後の未然防止のために非常に重要なことである。

その中でも、こどもに虐待を行った者の思いを聴くことは、事例の背景を知り、虐待に至った経緯を紐解くことで支援のあり方を見直すきっかけや、有用な対応策の検討につながると考えられる。地方公共団体による検証においては、こどもに虐待を行った者からの聴取も含め、幅広く情報を集めるよう努めるべきである。

また、検証については地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、その基本的な考え方及び検証の進め方等について通知されて

いる通り、虐待による死亡であると断定できない事例も含めた検証や、転居を繰り返す事例について複数の地方公共団体で相互の協力の下で進めること等とされている。加えて、平成 29 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「地方公共団体が行う子ども虐待事例の効果的な検証に関する研究（研究代表者：奥山眞紀子）」においてまとめられた「子ども虐待重大事例検証の手引き」も公表されている。

**【参考となる通知】**

- 『『地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について』の一部改正について』（平成 30 年 6 月 13 日付け子家発 0613 第 1 号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

## イ 検証結果の虐待対応への活用

本報告において、第 17 次検証報告書の都道府県・市区町村の関係部署に対する周知は 9 割近くの地方公共団体が行い、「関係者への研修で使用」は 27.0%であった。また、地方公共団体の検証報告の提言に対する対応については、全ての検証事例において「一部対応している」「全て対応している」となっていた。引き続き、地方公共団体及び国の検証報告について、関係部署間で共有するとともに関係職員の研修等の場で活用することが望ましい。

検証を実施した地方公共団体に関わらず、すべての地方公共団体が検証の結果を虐待により亡くなった子どもたちからのメッセージとして真摯に受け止め、虐待防止の対応に活かすべきである。

なお、本委員会の報告については、こども家庭庁のホームページに掲載している。また、各地方公共団体による検証報告は、子どもの虹情報研修センターのウェブサイト (<http://www.crc-japan.net/>) に掲載されているので、虐待による死亡事例が発生していない地方公共団体においても、主体的に事例をとらえ学ぶ資料として活用することが考えられる。

## (2) 国への提言

### ① 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

#### ア 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

本報告において心中以外の虐待死事例の年齢別内訳を見ると、0歳児の占める割合が48.0%と最も高く、その中でも生後3か月までの間に死亡している事例は0歳児の虐待死事例のうち66.7%を占めている。0歳児の虐待死事例が多い背景のひとつに「予期しない妊娠／計画していない妊娠」があると考えられ、児童虐待を予防していく上で看過できないリスク要因である。

妊娠期からの切れ目のない支援は、これまでの報告書においても提言がなされてきたところであり、若年期からの孤立防止、妊娠期からの相談支援体制の充実強化は虐待の発生予防には特に重要である。例えば、若年者が妊娠や出産、避妊法に関する相談が気軽にできる仕組みが設けられることで普段からつながりを持つことができ、いざというときに孤立することが防げる可能性が広がると考えられる。さらに、妊娠期から支援が必要な特定妊婦や出産直後から支援が必要な家庭については、医療機関や市区町村ができる限り情報を把握して「こども家庭センター」にも情報提供を行い、要保護児童対策地域協議会を活用するなど密な連携を図ることに加え、民間団体との連携に向けた検討を行うなど妊娠前から幅広い関係機関による一体的な支援体制の構築が求められている。

国においては、妊娠期からの支援に先駆的に取り組む市区町村の好事例等、市区町村にとって参考となる情報を発信するとともに、要保護児童対策地域協議会等の関係機関や民間の支援事業等とも連携し、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」等の困難を抱えた妊婦に対する相談支援の一層の充実や若年層の生活圏を意識した多角的なアウトリーチ型支援等の体制構築を推進することが必要である。

法改正により、「こども家庭センター」の設置に努め、全国的に展開することとしている。加えて、家庭生活に支障が生じた妊産婦に安心して生活できる居住の場を提供し、日常生活の支援や養育に関する相談や助言、関係機関との連絡調整を行う妊産婦等生活援助事業も創設された（令和6年4月施行）。「こども家庭センター」においては、母子保健及び児童福祉に関する相談支援を一体的に行うとともに、支援を要する妊産婦等へのサポートプランを作成した上で家庭支援事業や母子保健に関する支援の提供を一体的にマネジメントしていくことが求められている。また、「こども家庭センター」は要保護児童対策地域協議会の事務局になるとともに、改正法により創設する地域子育て相談機関等とも連携し、

支援が必要な子どもや家庭の状況把握の機会を増やすことが求められる。施行に向けて、国においては地方公共団体が実効性のある相談機能を發揮できる機関となるよう制度の詳細について検討が求められるが、まずは、現行の制度において若年妊婦等支援事業や産前・産後母子支援事業の実施を促進し、妊娠中から出産後まで、母子の状況に合わせて連続性のある支援が行われるよう推進することが重要である。

また、支援を必要とする妊婦で、子どもを養育することが困難な場合には、里親や乳児院等の活用、養子縁組制度など社会的な養育についての相談の機会があることも周知する必要がある。国においてはこのような制度があることや、妊娠に困難を抱えた際の相談先等に対するより一層の周知に取り組むとともに、妊娠や避妊といった性に関する正確な知識等について、障害児を含むすべての子どもに対し学校における発達段階に応じた性に関する教育が行われるようにしていくべきである。また、男女を問わずあらゆる世代や関係者に対して妊娠、出産や避妊等の性に関する医学的・科学的に正確な知識の情報提供等が多角的になされるよう、取組を一層推進していくことが重要である。特に、障害者など性や妊娠・出産等について知る機会がなかった可能性がある者に対して、その障害の程度や妊娠に関する理解度、意向等に合わせて、適切な情報提供や支援の方法を検討し、効果的な支援を進めていく必要がある。国においては、性や妊娠・出産などに関する適切な情報提供のあり方等について子ども家庭庁や厚生労働省、文部科学省などの関係省庁間に加え、関係部局間でも幅広く連携していく必要がある。母子保健担当部署や虐待対応担当部署職員から、妊娠期に起こる体の変化等に支援者が気付くためのポイントや、心中以外の虐待死事例のうち0日・0か月児が多くを占めることなどの情報について障害福祉担当部署担当者へ共有していくなど、障害者を含めた予期しない妊娠の予防及び相談の体制の構築を図り、関係省庁や関係部局が一体となり具体的な対応策を検討していくことが求められる。

## イ 精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化

虐待死事例の中には、保護者に精神疾患のある事例が例年一定数含まれており、保護者（実母）の心理的・精神的問題等の精神疾患（医師の診断によるもの）について、第5次から第19次報告までの累計をみると、心中以外の虐待死事例では10.3%、心中による虐待死事例では24.3%となっている。また、保護者の支援者の有無について、第5次から第19次報告までの累計をみると、心中以外の虐待死事例、心中による虐待死事

例ともに、精神疾患ありの実母の9割以上（不明を除く）が、「支援者あり」となっている（精神疾患なしでは心中以外の虐待死事例は79.1%、心中による虐待死事例は97.5%（いずれも不明を除く））。

こどもの最善の利益を保障するために、精神疾患のある保護者に対して適切な支援が行われるよう、国は、地方公共団体に対して、精神保健の観点から精神保健福祉士等の専門職を活用しつつ、保健・医療・福祉のより一層の連携強化を推進することが必要である。

## ウ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、相談対応件数は令和2年度（205,044件）から令和3年度（207,660件）にかけて2,616件増加している。その内訳として、心理的虐待の増加が3,390件と最も大きい。令和3年度の経路別件数をみると、警察等からの相談件数が103,104件で49.7%を占めており、次いで近隣・知人が28,075件で13.5%と続いている\*。

また、本報告における心中以外の虐待死事例で、死亡に至った事案の発生以前に虐待通告がなかったもの（日齢0日児の死亡事例も含む。）は、50人中31人（62.0%）であった。身近にある地域での気づきが、こどもやその保護者を救うきっかけとなることや、民間の支援事業等も活用した地域としての声かけや見守りが充実し、早期に必要な専門的支援につながることが虐待の重篤化を防ぐことにつながることを周知する必要がある。国は、引き続き、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知啓発や民間支援事業者の活用促進を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備に取り組むことが重要である。

また、今回の対象事例において、乳幼児健診等の未受診や、訪問時にこどもに直接会えなかった状況があり、結果としてこどもが死亡に至った事例があった。国は、地方公共団体における乳幼児健診等の未受診者は言うまでもなく、未就園や不就学等で福祉サービスを利用していないなど関係機関で生活状況を確認できていないこどもについてはより虐待のリスクが高い事例として速やかに目視による状況確認など適切な対応が行われるよう、参考となる取組等を周知していくことが求められる。

本報告における心中以外の虐待死事例の加害の動機では「しつけのつもり」が2例報告された。令和元年改正法において、親権者は児童のしつけに際して、体罰をしてはならないことを規定した。また、令和4年民法等の一部改正法により、民法における懲戒権に関する規定が削除されるとともに、「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をする

※出典：令和3年度厚生労働省福祉行政報告例



に当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と規定した民法第 821 条が新設され、児童福祉法及び児童虐待防止法においても、これを踏まえた所要の改正がされた。引き続き、こどもに対する体罰は、こどもの精神や発達に様々な悪影響を及ぼし、いかなる理由でも認められないことについて周知を図るとともに、体罰等によらない、こどもの発達段階に応じた子育ての推進に取り組むことが重要である。

## ② 虐待対応における児童相談所と市区町村やその他の機関との連携強化の推進

平成 16 年の児童虐待防止法等の改正により、地域における児童虐待対応は基本的に児童相談所と市区町村の二層構造で行うこととなり、平成 28 年の児童福祉法等の改正で、市区町村は基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を行うこととされた。

都道府県は、引き続き市区町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市区町村の区域を超えた広域的な対応が必要な児童の福祉に関する業務を適切に行うこととされている。児童相談所と市区町村が相互の役割や機能を理解した上で、切れ目なく援助又は支援を行うこと等を目的として、国において児童相談所と市区町村の共通のリスクアセスメントツールを作成し、活用を図っている。児童虐待防止に関する協働機関として互いの情報を共有し、時に危機感に乖離が生じている場合は、より危機感を強く抱いている機関の意見を基に再度アセスメントし、丁寧に意見をすり合わせていくことが必要である。そのためにも、国は、都道府県による市区町村等の支援状況や都道府県と市区町村等の連携方策、その実態などを把握し、各機関が相互理解を深めながら同一の支援方針に基づいて確実に役割を遂行できる体制の整備を促進することが求められる。

また、当該家庭に支援等の関与がある場合に、設置主体が異なる関係機関では連携が難しいことが考えられる。国は地方公共団体間や設置主体によらず、関係機関間における密な連携体制の構築を図り、児童虐待対応が多様な関係機関によって支援が途切れることなく包括的に行われるよう推進することが求められる。特に、市区町村障害福祉担当部署等が障害のある妊婦の存在を把握した際などは、母子保健担当部署及び市区町村虐待対応担当部署への情報提供をする必要性が高い。加えて、情報提供を受けた

関係部署においては、適切な対応に向け、まずは経験値のある児童相談所に事例の共有及び対応方針に関する相談について検討、妊婦への説明内容等必要な対応について事前に協議しておくなど、迅速な対応を可能とする体制の整備が求められる。国は、障害がある者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供のあり方をはじめ、障害がある者本人の意思を尊重した支援のあり方やそのための体制構築について、こども家庭庁における児童福祉分野及び厚生労働省における障害福祉分野の連携に加え、文部科学省等とも連携して具体的に検討していくべきである。

### ③ 児童相談所・市区町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

虐待相談対応件数は毎年増加している一方で、児童虐待への相談対応は、リスクや緊急性等の総合的な判断かつ迅速さが必要とされるため、その職員には高度な専門性が求められる。

児童相談所においては、平成 28 年度の児童福祉法等の改正や「新たな総合強化プラン」で示された専門職等の人員配置が求められ、児童福祉司については令和 6 年度末までに全国で 1,060 人程度増員、児童心理司については令和 8 年度末までに全国で 950 人程度増員することを目標としている。さらに、児童福祉司の職務遂行能力の向上等を図るため、他の児童福祉司の指導・教育を行う S V も令和 6 年度末までに全国で 250 人程度増員することを目標としている。今後は、S V を含めない児童福祉司数を基に、虐待相談以外の相談も含めた受け持ち事例数が地区担当職員 1 人あたり約 40 件相当以下となるよう整備を行い、S V がスーパービジョンに専念できる体制を整えることが求められる。また、令和元年度改正法により、児童相談所において常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に措置決定等を行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとともに、医師及び保健師を配置するものとされ、令和 4 年 4 月に施行されている。引き続き国は、地方公共団体において必要な人員体制やその専門性が確保されるよう、児童相談所の医師や保健師、弁護士等の専門職の活用状況やよりよい活用例について情報を収集及び周知や研修等の支援を行うとともに、児童福祉司等のソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進に一層努める必要がある。

### ④ 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体等により構成される要保護児童対策地域協議会を設置するよう努めることとなっている。しか

し、今回の対象事例が発生した地方公共団体では、死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会について、心中以外の虐待死事例で「ほとんど活用していない」「あまり活用していない」は6.1%という結果であった。

加えて、対象事例の約7割が要保護児童対策地域協議会において検討がされておらず、関係機関の役割分担や支援方針等について関係機関間で十分な議論がなされていたとは言えない状況であった。

これまでも要保護児童対策地域協議会の効果的な運用について指摘してきたが、今回の対象事例において要保護児童対策地域協議会が形骸化し支援方針の見直しや具体的な検討には至らなかった事例があった。虐待のリスクを把握した際は、速やかに要保護児童対策地域協議会の対象事例とすることは勿論、その後も児童相談所も含めた関係機関で情報共有と支援・介入の見立てを行える体制の整備が必要である。国は、地方公共団体において要保護児童対策地域協議会の効果的な運用が行えるよう、より一層の取組の充実に向けて支援することが求められる。

今後は改正法により設置が進められることとなった「こども家庭センター」が、要保護児童対策地域協議会の調整機関となり、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援を行うにあたり、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、関係機関等との連絡調整を担っていくことが望まれる。国においては、「こども家庭センター」の設置促進策を検討し、要保護児童対策地域協議会を含めた市区町村における支援体制の一層の充実を図ることが求められる。

## ⑤ 一時保護解除後の支援体制の整備

今回の対象事例において、一時保護後の家庭復帰する際の情報収集やアセスメントや評価が不十分と思われる事例があった。

このような事例の再発を防ぐためには、こどもが一時保護されている間も、家庭復帰に向けては要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議等を活用し、一時点における表面的なこどもの状態像や家族構成だけでなく、過去の経過と現在の家族の状態像を含めてその適否を児童相談所が関係機関とともに検討することや、家庭復帰後の支援体制について関係機関と協議し、役割分担や緊急時の対応等の確認を行い、各機関がそれらの決定事項を確実に遂行すること、加えて、当該家庭に対する地方公共団体や民間団体など様々な支援者が情報を共有し、家族全体を総合的にアセスメントすることが必要である。

国においては、家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストの活用

等により客観的に状況把握した上で判断し、保護者を支援するため具体的な計画を作成すること、一時保護解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築における保護者支援プログラム等の活用について、引き続き、地方公共団体の取組を促す必要がある。改正法においても、都道府県は親子再統合支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならないこととされており、施行に向けてより一層の親子関係の再構築支援の体制を整備することが求められる。

## ⑥ 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

今回の対象事例において、過去に関与していた関係機関が積み重ねてきたアセスメントの経過が転居先の関係機関に適切に引き継がれておらず、子どもを含めた家族の抱える課題や問題を適切に認識できていなかった事例があった。特に保護者の行動や生育歴などの情報は、児童相談所や市区町村の担当部署全体で十分に把握し、保護者の心中企図・自傷行為・自殺未遂といった、今後のリスクとなり得る情報があった場合、移管元の児童相談所に確認する、医療機関へ意見聴取するなど、リスクを適切に把握し評価することが必要である。移管元が詳細な情報を把握していない新たな家族（同居人等）については、当該者に直接聴取を行い、生育歴、子どもの養育に対する考え方等を確認し、リスクを再評価することが必要である。国は、地方公共団体に対して、転居は家族に変化が生じるきっかけとなり、転居によるリスクの変化については慎重に判断する必要があることを、引き続き周知すべきである。加えて、転居前後の居住地の関係機関間において、過去の支援歴等の情報について適切かつ円滑に共有するなどの密な連携が不可欠であることから、引き続き、切れ目ない支援を行う必要性について周知徹底を図るべきである。

転居前の地方公共団体は、これまでのアセスメント等に関する情報を転居後の地方公共団体へ確実に引き継ぐことが必要である。国においては、転居等における事例移管時の情報共有がスムーズに行われるよう、地方公共団体が活用する要保護児童等に関する情報共有システムを構築し、令和3年度より地方公共団体において各運用が開始されたところであるが、引き続き、市区町村による運用開始に向けた支援を行うとともに、地方公共団体間における情報共有システムの一層の活用に向けた取組が求められる。

## ⑦ 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

児童虐待防止法第4条第5項には、国及び地方公共団体の責務等として重大な虐待事例に関する検証の実施が定められている。国が行う検証は、虐待死事例の背景や関係機関の関与状況等に関する地方公共団体からの報告を基に実施されることになっている。国においては、各地方公共団体からの報告がより一層積極的かつ円滑に行われるよう「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成30年6月13日子家発0613第1号）を通知しているところ、当事者である地方公共団体による有効な検証の実施に向けて、地方公共団体が検証を実施する際に関係機関からの情報を収集しやすくなるよう、必要な対応について検討すべきである。

本委員会では虐待死事例等の検証から抽出された対応等の留意点について「第1次から第19次報告を踏まえてこども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきリスク」を示すとともに、本報告において、参考データとして第1次から本報告までの「課題と提言」の一覧も掲載している。

過去の検証結果からの学びを活かすことが類似の事例の再発防止につながる。地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、死亡事例検証結果を用いた研修方法の調査研究結果等について周知に努めるとともに、死亡事例等重大事例が発生した際、検証に向けて地方公共団体が把握する情報の精度を高めるための支援策について検討すべきである。

また、第13次報告から、疑義事例について地方公共団体に報告を求めることとしており、同通知において疑義事例についても検証を行うよう言及している。疑義事例は、第14次報告以降は約20人程度で、第17次報告では41人と大きく増加したものの、第18次報告では15人、本報告では21人と減少している。疑義事例の報告件数の増減については、本専門委員会においてより細やかな情報収集によって対象事例が確定できたこと、また、各地方公共団体において対象事例に該当するかを適切に判断されたこと等が影響した可能性も考えられるが、引き続き、その動向に注視し、適宜、動向の要因の分析なども行っていくことが必要である。

## ⑧ こども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

今回の対象事例においても、こどもから得られた情報が、アセスメントや支援方針に十分に活かされていないと考えられる事例があった。こどもから得られる情報が支援の契機になることもある。しかし、こども

からの情報や意見等はこどもの年齢、発達状況等に応じて、一人では意見や意向を形成し、言葉にして表明することが困難であることも多い。改正法において、児童相談所等が入所措置や一時保護等の決定の際にこどもの意見や意向を勘案して措置等を行うため、意見聴取等を行うことを義務付けるとともに、意見表明等支援員が先述の措置等や処遇についてこどもの意見や意向を把握し、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行うこととされた（令和6年4月施行）。国においては、今後、さらにこどもの意見や意向を踏まえた対応が可能となるよう、自治体で実施してきているこどもの権利擁護体制強化事業の取組も踏まえながら、地方公共団体における体制の整備への支援や取組例の周知などの具体的な取組に関する技術的な助言をしていくことが必要である。

過去の報告において言及された課題と提言については、引き続き対応する必要があり、特に、本報告でも改めて言及がある内容については今までの対応状況を振り返り、一層積極的な取組が望まれる。